

一般競争入札公告

沖縄県土木建築部技術・建設業課が発注する物品について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成 29 年 9 月 25 日

沖縄県知事 翁長 雄志

1. 入札に付する事項

- (1) 件名「CBR試験機」の調達
- (2) 調達する物品等の名称及び数量 CBR試験機 一式
- (3) 調達する物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の期限 平成 30 年 2 月 28 日（水）
- (5) 納入の場所 沖縄県土木建築部 技術・建設業課
（一般財団法人 沖縄県建設技術センター）

2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和 47 年沖縄県告示第 69 号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 機器のメーカー又はその代理店であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること及び入札参加資格確認申請書の提出日まで本県の指名停止処分等を受けていない者であること。

3. 入札参加資格の確認等

- (1) 本件に係る入札に参加を希望する者は、別に配布する「一般競争入札参加確認申請書」及び関係資料を持参又は書留郵便により提出すること。（ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。）
- (2) 申請書類の受付場所
沖縄県土木建築部 技術・建設業課 技術管理班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 県庁 11F
TEL：098-866-2374 FAX：098-866-2506
- (3) 申請書類の提出期限
平成 29 年 9 月 25 日（月）から平成 29 年 10 月 13 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
- (4) 審査結果の通知
入札参加資格審査結果は、郵便等により通知する。

4. 入札参加条件

本件に係る入札に参加する者は、納入しようとする機器が仕様書に示す各項目を証明する書類を、平成 29 年 10 月 13 日（金）午後 5 時までに（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）、3（2）の受付場所に提出すること。

また、提出した書類について説明を求められたときには、これに応じること。

5. 入札及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時 平成 29 年 10 月 19 日（木） 午後 2 時 00 分
- (2) 入札執行の場所 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 県庁 11F 第 2 入札室

7. 入札保証金

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去 2 か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (4) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 談合又はその他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札
- (10) 代理人が入札する場合で、委任状の提出の無いもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれかないもの。

9. 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10. その他

その他詳細については、入札説明書による。